

質問方法等の見直しに係る合意事項について

想定される課題 想定されるパターン等		現状	合意事項
1	見直す委員会、諸会議等	—	常任委員会 調査特別委員会 議会運営委員会 全員協議会
2	通告の有無	なし	なし
3	発言順	委員長の指名した順	委員長の指名順
4	発言回数	3回	制限なし
5	発言形式	一括質問方式	一括質問、一問一答 いずれも可
6	質問の内容	①詳細な数値等を質問する 場合がある。 ②同趣旨の質問がある。	従来どおりとする。 (従前も数値等も質問できたため、特に定めないが、繰り返しの質問や攻め立てるような質問は委員長の議事整理権で止める。また、モラルを持って質問する。)
7 答弁	①答弁できない場合が増えることが想定される。	詳細な数値等で答えられない場合は、委員長が諮り、資料回答(質問者のみ、または全委員)を認めている。	従来どおりとする。 (答弁できない場合が想定されるが、対応は従来どおりとし、詳細な数値等で答えられない場合は、委員長が諮り資料回答を認める。 また、正確な答弁を得るため、資料等の調整を図る。)
	②説明員の手持ち資料作成の負担増が懸念されるがどう対応するか。	—	
8	審査日数	2日	2日
9	審査時間	原則として10:00から17:00まで	原則として10:00から17:00まで
10	実施時期	—	全体がまとまったら協議

質問方法等の見直しに係る協議事項について

協議事項		意見等
1	発言時間に対する制限	発言時間に制限を設けるか。
		発言時間を制限するルールは設けないが、委員として守るべき事項の整理や心得を設けるか。